

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 6 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	株式会社 大崎市三本木振興公社
施設所管課	大崎市三本木総合支所 地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市三本木地域農林産物展示販売施設	施設の住所	宮城県大崎市三本木字大豆坂63番地13
		電話番号	0229-52-6232

2. 施設の概要

設置年月日	平成13年 3月15日	設置条例等	大崎市三本木地域農林産物展示販売施設条例
設置目的	農林業を基軸とし、各種産業が有機的に連携し、協力し合う産業の複合化を強く推進するとともに、農林業の振興、就職機会の確保及び住民の食文化の向上を図ることを目的とする。		
施設の内容	木造平屋建て、建築面積423.98㎡、販売コーナー、調理室、食堂、事務室、トイレ、下り線駐車場、上り線トイレ、上り線駐車場		
利用料金	無料		
閉館日、開館時間	年中無休、営業時間:午前9時から午後6時まで(トイレ、駐車場は24時間)		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 13 年度～平成 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 2	三本木町振興公社
平成 18 年度～平成 20 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社
平成 21 年度～平成 32 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	2 1.公募 (応募者数: 団体) 2.非公募

5. 指定管理料

令和 6 年度(ア)	令和 5 年度(イ)	(ア) - (イ)
7,762 千円	7,762 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): ・施設全般維持管理に関する業務 ・休憩施設等の提供に関する業務 ・観光及び道路情報等の提供に関する業務 ・地域特産品の展示販売に関する業務 ・駐車場の管理に関する業務 ・施設で開催される各種事業の開催協力に関する業務 ・その他、大崎市三本木地域農林産物展示販売施設の設置目的を達成するために必要な業務
自主事業: ・農林産物の加工及び販売 ・生鮮食品、加工食品、冷凍食品の販売及び受託販売 ・産地直送品の販売 ・食品玩具の販売 ・各種催事の企画、運営 ・公共施設の管理運営受託業務 ・レストラン及び喫茶店の運営

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 5 年度	16,662	18,997	15,156	16,565	21,163	16,278	18,040	16,109	13,775	12,160	12,944	15,538	193,387
令和 6 年度	15,675	18,656	14,746	14,569	20,558	16,107	17,113	16,192	12,948	11,978	11,566	16,448	186,556

主な増減要因	前年度との比較で6,831人の減。主な要因としては、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」の位置づけに移行したこと等により、中止されていたイベント等も復活してきているが、コロナ以前までの回復には至っておらず、来場者が減少したものと思われる。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入 ※農林産物展示販売施設売上

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 5 年度	13,294	15,208	12,040	12,507	18,640	14,447	14,472	13,682	12,084	10,132	11,750	15,073	163,329
令和 6 年度	13,766	15,982	12,641	12,225	19,236	16,170	15,046	14,734	12,537	10,761	12,149	17,828	173,075

主な増減要因	前年度との比較で9,746千円の増。主な要因としては、利用者は減少したが、いわゆる客単価が上昇したため増額となっている。利用客の特に高齢者による買い物の形態が経費節減のためか、まとめ買いのように1回に買う量が増えたことが要因の一つと考えられる。
--------	--

※上段に前年 1

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

【販売】

- ・野菜等の地場産品の充実及び新商品の入荷。
- ・道の駅三本木やまなみオリジナルの日本酒「駅酒三本木」を企画製造し、4合瓶約1,000本を大好評で販売できた。

【食堂】

- ・基本メニューの充実と新メニュー及び季節ごとの日替わりメニューの提供。

【軽食】

- ・新メニューの提供。

【その他】

- ・構内の除草や清掃を徹底し、利用者が気持ちよく利用できる様に心がけた。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

【販売】

- ・地場産の野菜が安くて新鮮。
- ・クレジットカードや電子マネーが使えるので、買い物しやすい。

【食堂】

- ・安価で美味しく、ボリュームがある。
- ・カウンターやテーブルの他に小上がりがあり、子供連れでも利用しやすい。
- ・朝早くから営業している際は、朝食にも利用できる。

【軽食】

- ・ひまわりソフトが美味しい。冬には、味噌おでんや焼き芋もある。

【その他】

- ・夜間でも店の前が明るいので、トイレが利用しやすい。

(5)施設の管理運営における課題

設置から二数年が経過しており、建物や設備に経年劣化等による汚れや傷み、不具合等が多くなってきている為、修繕が望まれる。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	△
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

令和6年度は総収入は前年度より増加しているが、物価高騰による様々な経費の増加及び人件費増が大きく影響しマイナス収支となっている。なお、実施計画書においては指定管理料以外の収入についても適正な予算計画となるように留意願いたい。

また、道の駅では、三本木パークゴルフ場や地域のまつり等と連携した回遊策なども行っており、更なる施設利用者の増加に向けた取り組みに期待する。

この施設は設置から20年以上が経過しているが、地域の防災拠点機能を持つ重要な道の駅でもあり、また地域の活性化の拠点施設としても重要な位置づけとしているため、防災機能強化に向けた整備と老朽化している施設の計画的な修繕が必要である。

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 6 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	株式会社 大崎市三本木振興公社
施設所管課	大崎市三本木総合支所 地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市三本木亜炭記念館	施設の住所	宮城県大崎市三本木字大豆坂63番地24
		電話番号	0229-52-6232

2. 施設の概要

設置年月日	平成元年 3月20日	設置条例等	大崎市三本木亜炭記念館条例
設置目的	亜炭民俗資料、考古資料、文書資料等の歴史に関する資料を収集し保管公開及び資料に関する調査等を行い、もって地域の文化向上に資することを目的とする。		
施設の内容	鉄筋コンクリート平屋建て、建築面積479㎡、中央ホール、展示室、研修室、ギャラリー、事務室、トイレ		
利用料金	無料、市民ギャラリーで販売を伴う場合有料		
閉館日、開館時間	年中無休、開館時間:午前9時から午後5時まで		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 13 年度～平成 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 2	三本木町振興公社
平成 18 年度～平成 20 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社
平成 21 年度～平成 32 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日	～	令和 8年 3月31日	(5 年 0 ヶ月)
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募	

5. 指定管理料

令和 6 年度(ア)	令和 5 年度(イ)	(ア) - (イ)
4,852 千円	4,852 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): ・施設全般維持管理に関する業務 ・利用許可、取り消しに関する業務 ・その他、大崎市三本木亜炭記念館の設置目的を達成するために必要な業務。
自主事業: ・無し

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 5 年度	105	184	72	100	156	95	100	138	37	80	63	79	1,209
令和 6 年度	121	160	64	110	150	114	230	86	66	39	80	128	1,348

主な増減要因	新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に「5類感染症」と位置づけが移行したが、亜炭記念館のような博物館・文化施設には依然として来場者は戻っていないと判断される。
--------	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 5 年度	0	4.4	11.1	0	0	0	6.6	0	0	0	0	6.6	28.7
令和 6 年度	2.2	6.6	6.6	6.6	0	6.6	0	2.2	0	0	0	11.1	41.9

主な増減要因	各種団体の毎年の行事が、有料イベントにおいても概ね固定化していると考えられる。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

- ・市民ギャラリーでの展示会等の開催復活。
- ・冊子「ふるさとの亜炭」の販売。
- ・ホームページ、冊子等への記事掲載。
- ・つるしびな、ひな壇等の展示。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

- ・市民ギャラリーの展示を楽しみにしている。
- ・段差がないので、車いすでも入りやすい。
- ・希少な亜炭の博物館、懐かしい古いオート三輪も展示してある。

(5)施設の管理運営における課題

- ・展示室や市民ギャラリーには、空調機(冷暖房)が設置されておらず、特に夏季・冬季の利用者や来館者への影響が大きいと思われる為、早急な設置が望まれる。
- ・市民ギャラリーの展示予定に空きがある。ホームページ等で随時募集しているが、利用者が固定化してきている。新規の利用者を殖やすとともに、来館者の増加へとつなげていきたい。
- ・設置から三十数年が経過しており、建物や設備に経年劣化等による汚れや傷み、不具合等が多くなってきている為、修繕が望まれる。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

指定管理者には適正に施設管理をしていただいている。
この施設は、多くの道の駅利用者の方に観覧いただくために入館料を無料にしているため、道の駅利用者の誘導策などを検討し、来場者数の増加に努めていただきたい。
また、市民ギャラリーや亜炭展示室以外の諸室の有効活用策などについても検討願います。